

七 公開の原則（原子力）

一 原子力基本法第二条は、「原子力の研究、開発及び利用は、……その成果を公開し……」と規定し、いわゆる公開の原則を定める。

これは、我が国における原子力の平和利用を担保するとともに、研究・開発の成果を公開することによって、学術の進歩と産業の振興を図ろうとする趣旨のものである。

二 公開の対象について

- (1) 公開の原則は、その文言からいって、研究・開発・利用の成果を対象としたものであり、研究・開発・利用の過程にあるものは、その対象に含まれないと解される。
- (2) また、研究・開発・利用の成果であっても、いわゆる商業機密に属するものについては、財産権の保護からいって、公開の原則の対象とならない場合があると解される。
- (3) さらに、研究・開発・利用の成果であっても、核不拡散の観点あるいは核物質防護上の観点から、公開の原則の対象とならない場合があると解される。

三 原子力基本法第二条の適用対象者については、その主眼は、国あるいは公共団体であると思われるが、同条は、特に客体を限定していないので、民間の企業、国民に対しても適用があると解される。

四 近時環境保護の見地から、原子力安全審査会の議事録の公開要求や原子炉設置許可申請の一件書類の公開要求等の根柢の一つとして、原子力基本法第二条の「公開の原則」を使う事案もみられる。本条は、いわゆる訓示規定であり、具体的な公開要求権は、別個の法令の制定をまって認められるものと考えられる。本条のもともとの立法趣旨は、前記のように軍事転用の防止、学術の振興及び産業の振興であるが、公共の安全もこれに含まれるかどうかは、なお検討を要する。

(参照条文等)

○原子力基本法（昭三〇・一二・一九 法一八六）

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和的目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

(提案理由説明)

(第二三回国会・昭三〇・一二・一三 衆・科学技術振興対策特別委 四号・四頁)

○中曾根委員　　・　　第一条は、基本方針をうたつております。その中心は平和目的に限ることであります。つまり軍事的利用は絶対禁止するという意思であると同時に、学術会議の意見を尊重いたしまして、民主、自主、公開の三原則を明瞭にうたい、さらに国際協力に資することも明確にうたつたのであります。国際協力に資することをうたつた理由は、アメリカ、イギリス、フランスあるいはわれわれと協力しようとするいかなる国とも、話が合えば協力するということであります。　・　・

(参考人の意見)

○茅 誠司（第二三回国会・昭三〇・一二・一六 参・商工委における参考人としての意見、会議録六号・一頁）

　　・　・　・ 原子力につきまして最も基本的なこととして学術会議で考えておりますのは、この基本法案の第二条にござりますところの民主的な運営、自主的に行うということと、この成果を公開するという、この三つの事柄であります。これを通称学術会議の三原則と申しておりますが、この考え方が原子力研究の基礎的なものであるとわれわれは信じております。それがこの基本法案にそのままの形において取り入れられておるということは、私ども学術会議のものといたしましては、非常にありがたく思つておる次第であります。　「

その成果を公開し、「という点が学術会議におきましてもざいぶん論議された点であります。が、結局これが兵器として使われるということの心配は、その研究結果に秘密な点がある。そういう点におもな根拠があるということを考えて、平和的に利用される上においてはぜひ結果は公開をされなければならないという意味で、こういうことを申したのであります。この点については多くの疑義が差しはさまれております。

第一は、商業上の特許の問題、そういったような問題で、この原子力関係の技術に公開されないものが多々あるのではないかというような点もずいぶん論議されたのであります。が、そういう問題は、結局、目的は平和的に使う、兵器として原子力を利用しないというその目標をはっきりとすれば、おのずから限度はわかるわけでありますからして、その原則といたしましては、ここに現われておりますように、「その成果を開示」ということでわかるということに落ちついておるのであります。・・・

(質問主意書・答弁書)

一 の 3 について

(平四・七・一四 対山田俊昭・参)

我が国の電気事業者が英國核燃料会社(BNFL)及びフランス核燃料会社(COGEMA)に委託している使用済燃料再処理役務の費用については、私企業の営業活動の内容に触れるものであり、商取引に影響を及ぼすおそれがあるため、政府からのお答えは差し控えさせていただきたい。

(国会答弁例)

[参・科学特別委 昭五一・四・二六
前田内閣法制局第三部長 答弁]

○塩出啓典君　・・・成果を公開しなければならないということは、・・・いわゆる企業とか国民に対しては適用されるのかしないのか。・・・

○政府委員（前田正道君） 原子力基本法の第二条は、特に客体を限定しておりませんので、すべての原子力の開発、研究、利用について適用があるものと考えております。

○塩出啓典君 と申しますと、この法律の趣旨、純法律的な解釈からいえば、成果を公開しなければならないということは企業にも適用を受けると、そのように判断をしていいわけですね。

○政府委員（前田正道君） これは原子力基本法が原子力委員会の設置等もあわせて規定をしておりますところから申しますと、国あるいは公共団体というものを主体に考えているとは思いますけれども、特段の限定をしておりませんので、原子力の研究、開発、利用に関しましてすべて適用がある、その意味におきましては民間の企業に対しても適用があるというふうに考えるべきだらうと思います。

○塩出啓典君 ・・・技術が研究中であると、まだ成果に至ってない、こういうものは当然公開の対象にはならないんではないかと思うんです。その点は法制局の見解どうなりますか。

○政府委員（前田正道君） 先生御指摘のとおり、基本法の第二条は「その成果」、つまり原子力の研究、開発、利用の「成果を公開し、」、公開につきましては「その成果を」という限定をつけておりますので、公開が問題になりますのは成果についてであろうということでございます。

〔衆・予算委 昭四五・一一・一〇
西田科学技術庁長官 答弁〕

○西田国務大臣 ・・・原子力基本法に公開の原則をとつておる。この公開の原則をとつておるからどんな査察でも受けることになるのであって、これを改正したらどうか、こういう御意見と存じますが、核防条約

に基づきます。査察は、核物質の軍事的転用の防止に必要なものに限って行なわれる、こうしたことになつておるわけでございまして、同条約におきましても、当事国の経済的なあるいは技術的な発展を妨げないような方法で実施しなければならない、こういうふうに規定されておるわけでござります。一方、わが国の原子力基本法の公開の原則は、わが国の原子力の平和利用を担保するとともに、研究開発の成果の公開によって国民経済の発展に資しようとするものでございまして、いわば商業機密に類するようなものにつきましては、何もかにも公開をしなければならない、こういう趣旨ではないと考えております。 . . .

[衆・科学委 昭六三・三・三一]
松井科学技術庁原子力局長 答弁]

○矢島委員 そうしますと、日本では原子力の軍事研究は行わないことの保証として、一切の情報の完全な公開と国民への周知ということが原子力基本法にあるわけですから、当然今日情報はすべて公開されていると言つてい�です。

○松井政府委員 基本法に確かに公開の原則が書いてござりますけれども、普通一点からの制限があるといふうに理解しております。一つは、その成果であつて、いわゆる商業機密と申しますか、そういうたものに属するものはその例外になり得るであろう。それからもう一点は、やはり核の不拡散、核を拡散してはいけないという観点から、それなりの措置をとらなければいけない問題がござります。大きく言いまして、主にその二点からの制限はあり得るといふうに考えております。

[参・予算委 昭六三・三・一六]
浜岡資源エネルギー庁長官 答弁]

○稻村稔夫君 結局、企業の要求があつて市の方がそういうふうな判断をせざるを得なかつた、こういうことなんだろうと思うんです。これは、私は公開の原則というものから考えていってやはり問題があるのではないか、そう思います。

そこで、特にこうした企業からの要求に基づいてその一部が未公開になるという点についてはどう考えますか。

○政府委員（浜岡平一君） 原子力の安全に関連をいたします資料を公開いたることは、国民の理解と協力を得て原子力の開発利用などを進めるという観点から重要であると認識をいたしております。

敦賀一号炉のケースにつきましても、基本的にはこういう認識を踏んまえて対処すべきものでございますけれども、一部の情報につきましては、核物質の盗難防止でございますとか、あるいはノーハウなどの財産権の保護などの観点から、その公開につき慎重を期すべきものがあることも事実でございます。

ただ、こういったものにつきましても、企業機密等に名をかりましたらに非公開とするることは適当でないと考えておりまして、ケース・バイ・ケースの適切な対応が望ましいと考えております。 . . .

（判例）

○東京高裁昭四七ラ第五五号（昭四七・五・二二決定）

「. . . 相手方らが主張する原子力基本法第二条に定める公開の原則は、相手方らに対し、前記装置設置許可申請書の引渡しまたは閲覧を請求し得る権利を付与したものとはいえない。 . . .」